

## 第 42 回全国町並みゼミ川越大会 実行委員会 規約

### (名称)

第1条 この委員会は、第 42 回全国町並みゼミ川越大会実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (目的)

第2条 持続可能な歴史都市川越の実現に向けて、地域のまちづくり団体・事業者・住民の景観に対する意識の向上と連帯を深め、川越のまちづくりの展望を切り開くとともに、全国の歴史を活かしたまちづくりの発展に寄与することを目的として、NPO法人全国町並み保存連盟との共催で「第 42 回全国町並みゼミ川越大会」（以下「大会」という。）を企画し、開催する。

### (事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の企画、運営、実施及び広報に関すること
- (2) 関係機関との連絡・調整に関すること
- (3) 大会の報告書作成に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 実行委員会は、以下に掲げる者で組織する。

- (1) 町並み保存の取り組みを実施している団体の構成員
- (2) 歴史的遺産や町並み保存に理解があり、大会の趣旨に賛同する者

(3) その他、実行委員長が必要と認めた者

第2条に掲げる目的を達成するために必要がある場合は、実行委員会の承認を得て新たな者を役員にすることができる。

### (役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
  - (2) 副実行委員長 若干名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監査委員 2名
- 2 役員は、委員の互選によって選出する。
- 3 役員に欠員が生じたときは、新たに役員を選出する。

### (職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は実行委員会を代表して会務を総括する。
  - (2) 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を行う。
  - (3) 会計は本会の出納事務を担当する。
  - (4) 監査委員は会計を監査し、実行委員会で報告する。
- 2 実行委員会には、必要に応じて名誉実行委員長、顧問等の相談役を置くことができる。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、実行委員会発足の日から実行委員会が解散するときまでとする。

2 第5条第3項の規定により選出された役員の任期は、実行委

員会が解散するときまでとする。

### (会議)

第8条 実行委員会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会議
- (2) 運営会議

### (実行委員会議)

第9条 実行委員会は、大会を企画・開催するため、次の事項について審議し決定する。

- (1) 大会計画及び大会報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他、委員長が付議した事項

2 実行委員会は実行委員長が招集し、実行委員長が議長となる。

3 審議事項の決定にあたっては、実行委員会議出席者の過半数の承認を得なければならない。

### (運営会議)

第10条 運営会議は第4条 (1) または (2) に掲げる者で構成し、本大会の具体的な計画等を立案し、実行委員会議が円滑に開催できるよう、必要に応じて開催する。

### (会計及び経費)

第11条 実行委員会の経費は、参加者会費、協賛金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第 12 条 実行委員会の会計期間は、実行委員会発足の日から令和 2 年 6 月 30 日までとする。

(解散)

第 13 条 実行委員会は、第 3 条に掲げる事業が完了したときに解散する。

2 解散するときは実行委員会議で審議し、承認を得なければならない。

(事務局)

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、NPO 法人川越蔵の会事務局内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(補則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和 1 年 7 月 19 日から施行する。